

「特区制度を活用した新たな規制・制度改革提案の実現に向けた調査・実証事業」 に係る企画競争公募要領

1. 事業概要

国家戦略特区制度をはじめとする特区制度は、幅広い分野で規制・制度改革を実現し、地域や事業者と連携して、地域課題の解決等を通じた地方創生や産業の国際競争力の強化、未来に向けた投資の拡大等を進めていく制度である。

地方創生の基本構想（令和7年6月13日閣議決定）や国家戦略特別区域基本方針等においては、このような特区制度を活用して地方の課題を起点とする規制・制度改革を推進するため、新たな規制・制度改革の実現に必要なデータ、事例等の収集や検証、先進的な取組の実現に必要な実証など、地域のチャレンジを促進するために必要な施策を講ずることとしている。

これまで、先端的サービスによって地域課題を解決するモデル地域^{※1}であるスーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区、金融・資産運用特区を対象として、先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査・実証事業^{※2}を行ってきたところであるが、これに加え、今般、特区制度の活用による規制・制度改革を加速化するため、広く全国各地の地方公共団体、民間事業者等からの新たな規制・制度改革提案の実現に必要な調査・実証事業を実施することとする。

※¹ スーパーシティ（茨城県つくば市、大阪府・大阪市）、デジタル田園健康特区（石川県加賀市・長野県茅野市・岡山県吉備中央町）、連携“絆”特区（福島県・長崎県、宮城県・熊本県）、金融・資産運用特区（北海道等）

※² 9. 参考資料（1）参照

2. 応募要件

応募予定の事業は、以下の各項目を全て満たさなければならない。

① 特区制度を活用した規制・制度改革提案^{※1}を行っている者^{※2}であること。

※¹ 「国家戦略特別区域等における規制改革事項に係る提案募集要項」又は、「国家戦略特別区域等における規制・制度改革事項に係る提案 集中募集要項」に基づく提案

※² 地方公共団体、民間事業者、大学・研究機関等であり、共同での実施又は協議会（協議会の法人格の有無は問わないが、地方公共団体を構成員に含む協議会であって、代表者を定めて、契約に関する業務（見積提出等を含む）に従事する者を明らかにすること）等を含む。

② 当該規制・制度改革提案の実現に必要なデータ、事例等の収集・整理・分析等や当該規制・制度改革による先進的な取組やサービスの実装のための調査・実証であること。

③ 地域課題の解決に向けて、地域において地方公共団体^{※3}と連携^{※4}して取り組む体制があること。

※³ 国家戦略特区指定区域を含む全国の地方公共団体が対象

※⁴ 地方公共団体と共同で実施すること、地方公共団体を構成員に含む協議会として実施すること、又は地方公共団体の抱える地域課題解決に資するものとして、地方公共団体が公式に

発表している施策方針等と整合していることについて、地方公共団体による確認を受けていること。

- ④ 実施主体について、以下を全て満たしていること（協議会の場合は、代表者が以下の全ての要件、構成員が以下のエを除く全ての要件に適合していること）。
- ア 日本に拠点を有する団体であること。
 - イ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
 - ウ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - エ 地方公共団体を除き、令和7・8・9年度の内閣府競争参加資格審査（全省庁統一資格）において「役務の提供等（調査・研究）」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
 - オ 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3. 予算上限額

1件あたりの予算上限額は、5,000万円（税込）とする。

- ※ なお、国費として支出する予算の上限は、自己負担額を含む総事業費の上限を設定するものではない。また、提案された事業費（国費の支出額）と同額で契約できない場合がある。

4. 応募手続

(1) 応募書類

応募書類は次のとおりとする。なお、①、②、④、⑥～⑧、⑩は提出必須とする。

提出された応募書類の返却は行わない。また、提出された応募書類は、本事業の評価、選定以外の目的には使用しない。なお、応募書類の作成費は経費に含めないこと。

- ① 企画提案概要（様式1）
- ② 企画提案書（様式2）
- ③ 企画提案書補足資料（様式任意）
- ④ 企画提案に関連する規制改革事項の提案様式
- ⑤ 地方公共団体と共同で実施すること、地方公共団体を構成員に含む協議会以外の場合は、地方公共団体の抱える地域課題解決に資するものであり、かつ、当該地方公共団体が公式に発表している施政方針等と整合していることについて、地方公共団体の確認を受けたことを証する書面の写し（様式任意）
- ⑥ 事業スケジュール（様式3）
- ⑦ 見積書（様式4）
- ⑧ 再委託に関する事項（積算内訳）（様式5）
- ⑨ 実施主体が協議会である場合は、協議会の協定書等（様式任意）
- ⑩ 令和7・8・9年度の内閣府競争参加資格審査（全省庁統一資格）の写し ※ 「2. 応募要件 ④エ」を満たすことが分かる書類の写しであること

- ⑪ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん、行動計画）及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定））を受けている場合は、それを証する書面の写し

(2) 応募書類の提出期限

令和8年7月21日（火）17時（必着・厳守）

(3) 応募書類の提出方法・提出先

【提出方法】

下記担当部局へ電話で連絡し、提出先メールアドレスを入手した上で、提出期限までに電子メールで提出すること。

【担当部局・提出先】

内閣府 地方創生推進事務局 国家戦略特区担当

担当：深井、山本、鎌中、松尾、宮本

電話：03-5510-2463

（※担当者が異動となった場合は、後任の者が引き継ぐものとする。）

(4) 企画提案に当たっての問合せ

企画提案手続や応募書類の作成方法等に関する問合せは、上記（3）の担当部局で受け付ける。

5. 評価・選定

(1) 評価・選定方法

本事業の委託候補団体の選定は、上記2. の各項目を満たしている事業について、(2) の評価項目の観点から審査を実施し、国家戦略特区等ワーキンググループ委員の意見を聴いた上で、予算の範囲内で行う。

(2) 評価項目

評価項目は次のとおりである（詳細は別紙「企画提案等評価表」のとおり）。なお、次の項目以外を盛り込んだ提案を行うことを妨げるものではない。

- ① 規制・制度改革提案の実現に向けて、調査検討すべき項目、実証等を通じた検証方法、検証プロセスが具体的である※など、必要十分な調査内容となっているか。

※ 特区制度を活用した規制・制度改革提案に対する各府省庁からの回答を踏まえた協議・調整方針を明らかにした上で、検証項目・方法が検討されていること等

- ② 先進性や革新性を有する内容であるか。

※ 地域特性を踏まえ地域を限定して実施することを目指す特例措置化に係る提案や大胆な改革を実現するために特例措置の法制化が必要な提案の実現につながる事業について高く評価する。

※ 日本成長戦略における「危機管理投資」、「成長投資」の戦略17分野に係る戦略的投資促進や

「地域未来戦略の策定に向けた考え方」で示された《戦略産業クラスター》、《地域産業クラスター》の形成及び《地場産業支援》に資する提案の実現につながる事業について高く評価する。

- ③ 連携する地方公共団体の施政方針等に照らし、地域課題の解決に資する事業であるか。
- ④ 取組やサービスの社会実装が具体的に見込まれているか。また、他の地域への横展開が可能であるか。
- ⑤ 必要十分な調査の実施や、先進的な取組・サービスの実装に向けて、十分な実施体制※であるか。
※ 地方公共団体、民間事業者、大学・研究機関など関係者の強いコミットメントがあること、事業を円滑かつ確実に実施するために必要な専門的な知見等を有する者が構成員となっていること等
- ⑥ 人員配置、役割分担、実施手順、KPI、予算など、事業計画※が適切であるか。
※ 当該調査年度において、調査・実証等の実施に加え、規制・制度改革提案の実現に向けて各府省庁と協議を行うことを考慮したスケジュールとすること等
- ⑦ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を有しているか。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、7. の期間に提案者に選定結果を通知する。

6. 委託契約

(1) 委託契約の締結

- ① 内閣府と選定された委託候補団体の間で契約条件の最終的な調整を行った上で、委託契約を締結する。契約締結日までに内閣府と協議し、仕様書の内容の更新を行う。
- ② 契約金額については、企画提案書の内容や事業の実施期間等を勘案して決定するため、委託候補団体の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、内閣府と委託候補団体との間で契約条件等が整わない場合は、契約締結ができない場合がある。
- ③ 国の契約は、契約を締結したときに確定することとなるため、委託候補団体として選定されたとしても、契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託がある場合は、この旨を再委託者にも十分周知すること（再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合も同様である）。

(2) 契約期間

契約期間は、契約日から令和9年3月12日（金）までとする。

契約書締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託者がある場合は、この旨を再委託者にも十分周知すること。

(3) 成果物の納入

① 納入成果物

本事業の実施においては、以下に示す書類等について成果物として内閣府地方創生推進事務局へ納入すること。なお、最終的に格納する資料及び資料の形式については、内閣府と協議の上、決定すること。

(ア) 調査報告書（概要版を含む）

(イ) 本事業で得られた元データ、その他事業に関連する資料

② 提出期限

令和9年3月12日（金）

③ 成果物の納入方法

(ア) 成果物は、全て日本語で作成すること。

(イ) 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方（建議）（令和4年1月7日文化審議会）」を参考にすること。

(ウ) 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考にすること。

(エ) 成果物は電磁的記録媒体により作成し、内閣府から特別に示す場合を除き、原則、電磁的記録媒体1部を納入すると共に電子ファイルをメールにて内閣府へ提出すること。

(オ) 電磁的記録媒体による納入について、Microsoft Office又はPDFのファイル形式で作成し、CD-R等の電磁的記録媒体に格納して納入すること。

(カ) 納入後、内閣府において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納入すること。

(キ) 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、内閣府の承認を得ること。

(ク) 成果物が外部に不正に使用されたり、納入過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納入方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

(ケ) 電子ファイルによる納入にあたって、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。

④ 成果物の取扱い

(ア) 本事業の受託事業者は、成果物等について、納入期日までに内閣府に内容の説明を実施して検収を受けること。

(イ) 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について内閣府に説明を行った上で、指定された日時までに再度納入すること。

⑤ 成果物の納入場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、内閣府が納入場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

内閣府 地方創生推進事務局 国家戦略特区担当（永田町合同庁舎6階605）

(4) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外への使用は認められない。なお、採択された提案に係る提出書類等は、必要に応じて契約締結時までに委託候補団体と内閣府との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。

また、委託費は原則として、委託事業終了後に受託事業者から提案のあった成果報告書等について内閣府が検収を行い、合格した後、委託金額を確定し、精算払いにより支払うものとする。

(5) 委託費の適正な執行について

受託事業者は、委託事業に係る費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、本事業の趣旨及び目的、本応募要領、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。対象外の予算使用や事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、契約の取消しや契約額の減額を行う。

(6) 対象外経費等

以下の経費は対象外とする。

- ・ 建物等施設の整備に関する経費
- ・ 事業内容に照らして、当然備えているべき備品等（机、椅子、書棚等の什器類、建物や建築物、汎用性の高いパーソナルコンピューター本体又は周辺機器等の事務機器等）
- ・ 業務実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他業務に関係ない経費

なお、本事業における備品の取扱い等については以下のとおりであり、備品の取得、購入又は製造は認めない。

ア 備品とは、機械器具その他原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品とする。

イ 本事業を行うために万が一備品が必要な場合は、レンタルやリースで対応すること。

ウ 委託団体が本来営む事業を実施するために整備した機器を本事業に使用した場合において、その機器が破損若しくは劣化等で使用不能となっても、当該委託費での機器の更新は認められない。

エ 備品以外の消耗品の取得等については、本事業の遂行及び成果物の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できる場合に限る。

(7) 事業の外注（再委託、再々委託等）

① 事業の全部又は主要部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

② 事業達成のため、事業の一部を第三者に委託し又は請け負わせること（再委託）を必要とするときは、あらかじめ契約書に基づき再委託申請書を、部局長を経由して提出し、その承認を受けなければならない。

③ 前項の承認申請は、既に承認を受けた事項に変更を行う必要が生じた場合、又は再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合も同様とする。

④ 再委託の内容が事業の主要部分でない場合（印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託である場合）は、②の承認を要しないものとする。

⑤ 前三項の規定により、第三者に再委託をした場合において、当該再委託先の相手方（複数の段階で再委託が行われる場合の再委託の相手方を含む。以下同じ。）の行為は受託事業者の行為とみなす。また、当該再委託の相手方は、受託事業者が負っている契約上の義務と同等の義務を負う。

7. スケジュール

- ① 公募開始：令和8年6月19日（金）
- ② 提出期限：令和8年7月21日（火）17時（必着・厳守）
- ③ 評価・選定：令和8年7月下旬～8月中旬頃
- ④ 選定結果の通知：令和8年8月中旬～8月下旬頃
- ⑤ 契約条件の調整：令和8年8月下旬～9月上旬頃
- ⑥ 契約締結：令和8年9月上旬頃

※ 応募件数や審査の状況等によって変動することがある。

※ 委託候補団体の選定・通知後、内閣府及び委託候補団体の準備が整い次第、随時委託契約の締結を行うものとする。

8. その他

- (1) 選定した企画の内容は、内閣府と委託候補団体との協議の上、変更することがある。
- (2) 選定の結果、委託候補団体となった場合、契約締結のため遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備すること（実施主体が、協議会であり、その代表者単独で契約締結する場合は、提案者が協議会を代表して契約締結権限を有していることを条項として盛り込んだ協定書又は同意書等を提出すること）。なお、事業の外注がある場合は、再委託者にも周知すること。
 - ・ 事業計画書（様式2～様式3の内容を踏まえ、作成すること）
 - ・ （様式4）見積書
 - ・ （様式5）再委託に関する事項（経費内訳）
 - ・ 委託事業経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（旅費支給規程、見積書など）
 - ・ 令和7・8・9年度の内閣府競争参加資格審査（全省庁統一資格）の写し
- (3) 本事業の実施に当たっては、内閣府の指示に従い、適宜報告書等の提出を行うこと。また、進捗について、内閣府から問合せのある場合には、速やかに回答・対応を行うこと。
- (4) 本事業の実施に当たっては、直接的・間接的にかかわらず知りえた公開されていない事実、情報を漏らし、または他の目的に利用してはならない。
- (5) 本事業の実施中に事故が発生した場合は、受託事業者の責任において対処することとする。
- (6) 本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。ただし、従前から受託者又は第三者が保有していた著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、及びノウハウは除く。）は、原則として、内閣府に著作権を譲渡することとする。また、内閣府に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (7) その他、業務内容について疑義が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

9. 参考資料

- (1) [先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査・実証事業](#)
- (2) [国家戦略特別区域等における規制改革事項に係る提案募集要項](#)